

2015年12月22日

**1. 基本情報**

- (1) 国名：チュニジア共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：チュニジア海域（ビゼルト港、ケリビア港、ガベス港）（予定）
- (3) 案件名：漁業資源管理機材整備計画（Project for Improvement of Fisheries Resource Management Equipment）
- (4) 事業の要約：本事業は、チュニジア海域において資源管理指導船及び位置情報処理装置を導入することにより、同海域における違法操業への指導の強化を通じた水産物の健全な再生産を図り、もって同国の持続可能な産業育成に寄与するもの。

**2. 事業の背景と必要性**

- (1) 当該国における水産セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

チュニジア海域は全般的に水深が浅く、地中海の魚類、頭足類（イカ・タコ）、甲殻類（エビ）などの重要な水産生物が仔稚魚期を送る海草藻場が広がっており、生態学的にも水産生物学的にも重要な海域である。しかし、近年チュニジアの漁業生産量は約10万トンで頭打ち状態にあり、特に全国生産量の約6割を占めるガベス湾においては生産量が減少傾向にある。主な原因として、過剰漁獲により操業採算性の低下した中型トロール船が、本来操業が認められていない水深帯で網を曳くため、海草を中心とする浅海生態系が破壊され、水産生物の健全な再生産に支障を来していることが挙げられ、過剰捕獲の原因となっている違法操業への指導体制の構築が喫緊の課題となっている。

チュニジア政府が2015年9月に発表した「新5か年計画（2016～2020年）（骨子）（策定中）」では優先開発分野の一つとして持続可能な開発のためのグリーン・エコノミーの推進を挙げており、農林水産資源の合理的な利用による食料安全保障の確保と環境保全を目指すことが掲げられている。また、2020年までの「水産セクター開発計画」では、水産業の持続的な発展のため、水産資源の合理的な利用、水産セクターの再生、養殖セクターの開発などを優先目標として掲げており、最優先課題である水産資源の合理的な利用を達成するためのプログラムとして、違法操業の撲滅の推進に取り組むとしている。本事業は同最優先課題に対する支援と位置付けられる。

- (2) 水産セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対チュニジア国別援助方針においては重点分野として「持続可能な産業育成」を掲げ、「基幹産業である農林水産業や観光業において生産性や収益性の改善を通じた振興を支援」するとしている。本事業はこれら方針に合致する。また、過去20年間において水産セクターにおいて2件の技術協力プロジェクトと1件の無償資金協力を実施してきた経緯がある。

- (3) 他の援助機関の対応

協力準備調査にて確認する。

- (4) 本事業を実施する意義

本事業は、チュニジア政府の課題・開発政策、我が国の援助方針にも合致することから、我が国が本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

なお、チュニジアの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

チュニジアは、我が国にとって冷凍クロマグロの主要な輸出国の一つであり、種々の水産関係国際会議において我が国の立場を支持していることから、本事業を通じ二国間関係の強化や国際社会における日本のプレゼンス強化に寄与する（「外交的観点」）ことが必要である。

また、チュニジア海域の海洋生態系は地中海全域の水産資源管理の基盤となるため、対象国を拠点として支援を行うことで周辺地域にも効果が及ぶことから、同国のみに負担を課すことが難しいと判断される（「広域性」）。

したがって、本事業は無償資金協力の供与が適当と判断できる。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

① 事業の目的：本事業は、チュニジア海域において資源管理指導船及び位置情報処理装置を導入することにより、同海域における違法操業への指導の強化を通じた水産物の健全な再生産を図り、もって同国の持続可能な産業育成に寄与するもの。

② 事業内容：

i. 施設・機材等の内容：

資源管理指導船（ビゼルト港（北部海域）、ケリビア港（中部海域）、ガベス港（南部海域）に1隻ずつ配備予定）（隻数については、協力準備調査にて確認する。）

位置情報処理装置（設置数については、協力準備調査にて確認する。）

ii. コンサルティングサービス／ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、設計監理

iii. 調達・施工方法：協力準備調査で確認する。

③ 他の JICA 事業との関係

「沿岸水産資源の持続的利用計画（技プロ）」（2005年3月～2010年3月）にて水産資源管理に対する支援を実施した。また、現在実施中の技術協力プロジェクト「ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト」（2010年9月～2016年8月）において、漁業者を主体とした水産資源の共同管理を支援している。その一環として、違法操業阻止のために人工漁礁の沈設を実施しているが、小型トロール船の違法操業への効果は認められるものの、中型トロール船には人工漁礁の重量が小さく効果が限定的となっている。したがって、本事業の実施により、小型・中型トロール船双方の違法操業から保護された海域が整備されることから、同技術協力プロジェクトの成果との相乗効果が期待される。

#### (2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：農業・水資源・漁業省漁業養殖総局（DGPA）

② 他機関との連携・役割分担：特になし

③ 運営／維持管理体制：資源管理指導船は DGPA に帰属し、同総局の水産資源保全局が運行維持管理及び船舶の運航管理を担う。船長、機関士などの士官は主に当該人材を有

する政府機関からの出向にて確保する。漁業指導員は、DGPA 内での配置転換で対応する。DGPA 職員の多くは漁業関連法令に精通しており、かつ漁業指導員としての資格も保持している。相手方の体制整備状況の詳細を協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 □A □B ■C □FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし

#### 4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

無償資金協力「チュニジア国漁業調査船建造計画」（1997年度）の事後評価結果等では、スペアパーツの調達時に多大な時間と労力を要したとの教訓が得られている。本事業においてはスペアパーツ等の現地での入手可能性、現地技術者の能力を考慮して、維持管理体制及び手順を事前に確立しておく必要がある。詳細については、協力準備調査にて確認する。

以 上

[別添資料] 地図

チュニジア国 漁業資源管理機材整備計画 地図

